



看護師・准看護師・保健師・
助産師免許をお持ちの方へ

医療機関・介護施設等に 再就業した方に 奨励金を支給します！

東京都ナースプラザが実施する所定の研修を受講した上で、医療機関や介護施設等に再就業し、一定期間従事した方に対し、就業・定着奨励金を支給します。
(看護職員再就業支援事業)

支給額

- ①就業した場合(就業後6か月) ————— **5**万円
 - ②2年間従事した場合 ————— **15**万円
- ※それぞれ支給されます。

支給要件

東京都ナースプラザが実施する所定の研修を受講し、都内の医療機関や介護施設等に就職すること

- ※対象となる研修は以下の3つです。
- ①プラチナナースセミナー(プラチナナース就業継続支援事業)
 - ②復職支援研修(看護職員地域確保支援事業)
 - ③就業支援研修(東京都ナースプラザ設置要綱)
- 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
 - eナースセンターへ登録していること
 - 就業から6か月又は2年が経過していること など

本事業の問合せ先

東京都ナースプラザ 就業・定着奨励金係 〒160-0023 東京都新宿区西新宿4-2-19
専用ダイヤル **03-6304-2611** メールアドレス shoreikin@np-tokyo.jp

設置主体 東京都 運営受託者 (公社)東京都看護協会

受給
できる?

就業・定着奨励金

判定チャート

受給
できない?

START

eナースセンターへの
登録はこちら

<https://www.nurse-center.net/nccs/>



eナースセンターへ
登録しましたか?

Yes →
No →

所定の研修を
受講しましたか?

所定の研修はこちら

<https://www.np-tokyo.jp/trainee.html>



支給対象の施設※1に
再就業※2
しましたか?

支給対象の施設への
再就業でないと
受給できません。

再就業後、
6か月又は2年が
経過しましたか?

受給の申請は
できません。

※1 都内に存する施設で、「医療法その他の法令等により、保健師、助産師、看護師、准看護師のいずれかを配置する施設」(例)病院、診療所、訪問看護ステーション、助産施設、保育所等

※2 看護師又は准看護師免許取得後、初めての就業でないこと。

受給の申請ができます

よくある 質問

Q 勤務先は都内の施設ですが、東京都以外に住んでいます。受給の対象になりますか?

A 勤務先が都内であれば対象となります。

Q 就業は東京都ナースバンクを通さないとはいけませんか?

A ハローワークや人材紹介会社、施設への直接の申し込みなど東京都ナースバンク以外を通じて就業した場合も対象となります。

Q 就業先の勤務は常勤でなければいけませんか?

A 1週間の所定労働時間が20時間以上であれば雇用の形態は問いません(パートやアルバイトも含む)。



詳細は「東京都ナースプラザホームページ」をご覧ください。
<https://www.np-tokyo.jp/>